

兵庫県弁護士会の活動

EVENT

来たれ!リーガル女子!

2023年7月29日 Zoom及び関西4会場

7月29日に、中学生・高校生向けのイベント「来たれ、リーガル女子!」が開催されました。主に女子が対象ですが、男子も参加可能。当日は兵庫県内の中高生24名が参加しました。第1部の女性法律家(弁護士、裁判官、検察官)によるパネルディスカッションの後、第2部のグループセッションでは現役の女性法律家たちと直接話をする事ができ、各グループ大いに盛り上がりました。



EVENT

夏休みジュニアロースクール

2023年8月3日 兵庫県弁護士会館

当日は、中学生28名が参加し、実際の刑事裁判を傍聴してもらい、その後、参加者と弁護士とで模擬裁判の実演及び評議を行いました。参加者からは、「面白かったし、結果(判決)が気になるからまた来てみたい」「どんな仕事をするのか知ることができた」「裁判のイメージが変わりました。特に弁護士のイメージが変わりました」「自分たちで判決を決めるのが楽しかった」など感想をいただきました。



NEWS

日本政策金融公庫との協定実施報告

2023年8月28日 兵庫県弁護士会館

8月28日、株式会社日本政策金融公庫の兵庫県内の6支店との間で、事業再生・事業継ぎ支援に関する覚書の締結式を行いました。この覚書は、当会と公庫が連携して、それぞれの強みを生かし、地域経済を活性化させることを目指すものです。当会からは柴田会長と中山稔規委員長が出席いたしました。今後は、実際に公庫から要請があったときに弁護士を紹介するための名簿作成の作業などを進めていきます。



EVENT

10月

第65回人権擁護大会 https://www.nichibenren.or.jp/event/year/2023/231005_06.html

10月5日に第65回人権擁護大会が長野市で開催されます。シンポジウムでは、トピックになる問題について研究成果を発表するもので、一般の方もオンライン視聴が可能です(無料)。今回のテーマは「人権としての「医療へのアクセス」の保障」と「地域の家庭裁判所が真に住民の人権保障の砦たつるために〜司法IT化のすき間で生じる子ども・高齢者・障害者の権利救済・権利擁護支援の視点から〜」になります。

EVENT

11月

死刑制度を考える【第6回】

11月18日13時30分から弁護士会本館4階講堂にて、袴田事件をテーマに「死刑制度を考える」と題しましてシンポジウムが開催されます。第6回の今回は、同事件の弁護団のメンバーや再審開始決定に関与された元裁判官を講師としてお招きして座談会を行うほか、袴田氏に関するビデオ上映も行います。当会会員だけでなく、一般の方や学生・ロースクール生も参加が可能です。奮ってご参加ください。

EVENT


12月

冬休みジュニアロースクール

今年12月26日、県内の中学生を対象に、架空のカラオケ店をめぐって対立する複数の関係者の代理人となり、全員の利害を調整する「ルール作り」を体験してもらいます。弁護士扮する「百戦錬磨の当事者」を納得させるために、参加した生徒さん達が力を合わせてどんなルールを作り出すのか、とても楽しいイベントです。

こんなときは兵庫県弁護士会へ

兵庫県弁護士会では、様々な窓口を設け、市民の皆様のご要望にお応えしています。

兵庫県弁護士会  検索

訴えられたとき




裁判等の当事者対象の無料相談

民事・家事事件当番弁護士
078-341-5000

兵庫県弁護士会公式X(旧Twitter)



Himarion_Hyogo

 兵庫県弁護士会の活動や法律の小ネタ情報をお届けしています。フォローしてくださいね!

法律相談したい

総合法律センター

神戸 078-341-1717
西播磨 079-286-8222
阪神・伊丹・川西・宝塚 06-4869-7613
北播磨・山崎・南たじま・明石・淡路・丹波 078-351-1233

中小企業相談



売掛金の回収や事業承継など中小企業にまつわる無料相談窓口

ひまわり中小企業センター
0570-001-240

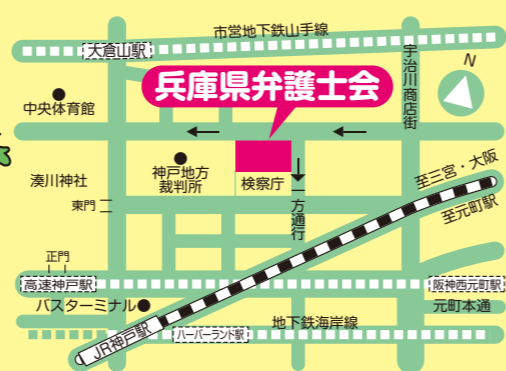
どの窓口かわからない場合でも、まずは、兵庫県弁護士会までお電話ください。



兵庫県弁護士会
イメージキャラクター
ヒマリオン
Since2001

兵庫県弁護士会館 〒650-0016 神戸市中央区橋通1-4-3

TEL:078-341-7061



株式会社淡路屋
代表取締役社長

寺本 督氏

兵庫県弁護士会
会長

柴田 眞里

新型コロナウイルス感染症が 事業に与えた衝撃と復活への道のり

寺本 督(てらもと ただし)氏は、神戸高等学校、神戸大学経営学部、慶應義塾大学大学院をそれぞれ卒業後、1986年に株式会社淡路屋に入社、2004年に代表取締役社長に就任した5代目。

■会社の歴史など

柴田 今日是我が家からひっぱりだこ飯の容器や蓋、コーヒークップなどをいろいろ持ってきちゃいました。夫婦で大ファンなので、本当はもっとあるんですけど、容器の色が被ったのは置きました。



寺本 またたくさん持ってこられましたね。重かったんじゃないですか。いつもお買い上げありがとうございます(笑)

柴田 ひっぱりだこ飯のお話も聞きたいですが、まずは淡路屋さんの歴史を簡単に伺わせて下さい。確か創業100

年を超えておられますよね。

寺本 創業は明治36年1月5日、今年で120年を迎えました。

柴田 120年とはすごい!古い神戸駅売店のお写真を見せて頂いていますが、神戸駅の店はいつからですか。

寺本 1944年に2代目が神戸駅に拠点を移しました。最初駅弁事業を始めたときの拠点は大阪駅でした。

■ひっぱりだこ飯の考案と大ヒット

柴田:ひっぱりだこ飯は寺本社長が考案されたとお聞きしましたが、何がきっかけだったのですか。

寺本 1995年に阪神・淡路大震災があり、新幹線などの交通網も止まって観光客が来なくなりました。それで駅弁が売れず、当社は、避難所や、復旧作業員向けの弁当を単品で1日三万食くらい生産してのいだことがありました。単品だと効率よく利益も残せることが分かったわけです。それで、少量多品種の駅弁だけじゃだめだ、1種類で数を売れる看板商品を生み出したと思いました。ちょうど1999年に明石海峡大橋開通があったこともあって、明石の特産物を使って弁当を作ろうと「ひっぱりだこ飯」を考

案し、売り出しました。

柴田 本当に大ヒット商品になりましたよね！

寺本 最初は売れなかったのですが、関東のバイヤーさんに見いだされて今までに1400万食を売るヒット商品になってくれました。売り出した種類も今までに30種類程度にまで増えました。

■新型コロナウイルス感染症の事業への影響と回復への道のり

柴田 2020年春に新型コロナウイルス感染症が拡大、何もかもが止まり、「とにかく家にいなさい」という時代がありました。そのときに淡路屋さんの事業はどのような影響を受けましたか。

寺本 とにかく政府の方針がステイホームでしたから、駅の売店も百貨店も全て閉まってしまいました。駅弁事業は壊滅状態、大規模会議なども全てなくなったため、会議弁当の売上も全て消滅しました。一番酷い時には、売上98%減でしたね。

柴田 98%減、それはきつい！ その状況をどのように打開してこられたのですか。



寺本 最初はどうしようもありませんでした。親しい友人などが臨時の売り場を提供してくれたりしましたが、焼け石に水でした。夏から秋頃になると旅行支援などが始まり、売上は徐々に戻ってきましたが、それでも2021年頃まではコロナ前の40～50%程度の売上しかなく大変でした。おかげさまで、昨年ぐらいいからはコロナ前の売上程度まで復帰することが出来ました。

柴田 素晴らしいですね。確かに昨年ぐらいいからは徐々に宴会も戻ったし、人々も従前通り駅弁を買ってくれるようになったということでしょうか。

寺本 いいえ。JRなどの旅客は完全には元通りになっていません。もちろん今はまたインバウンドなどが増えていますが、WEB会議などが増えたことで、出張が大幅に減った影響は未だに残っていますし、もう元には戻らないと思います。当社では、その減った部分を「家需要」で埋めようと商品開発等を頑張りました。それで何とかコロナ前の水準まで戻ることができたのだと思います。

柴田 そういえば、大ヒット商品になった「JRコンテナ弁当」などもありましたね。

寺本 そうです。ああいったコンテナ弁当も、多種類のひっぱりだこ飯も結局は駅弁というより家需要なんですよ。商品開発だけでなく、百貨店内の店舗を増やすなど、売り場も家需要を意識した形で拡大してきました。

柴田 コロナも五類に移行した今後、淡路屋さんの事業について、このようにしていきたいなどという展望はありますか。



寺本 私たちのような弁当製造は、どんなにロボットが進化したとしても、どうしても手作業が必要で、機械化するようなことができません。ただ、注文を受けるなどのバックヤードについては、どんどんIT化するなどして効率を上げていきたいと考えています。

■経営者として弁護士に期待すること

柴田 寺本さんの会社はもちろん立派な顧問弁護士さんがいらっしゃるわけですが、今まで経営者としてやってこられて、「このような場面で弁護士が頼りになった」「こんな弁護士がいたらいいな」というようなことはありますか。

寺本 うーん。難しい質問ですね。当社は24時間365日弁当の製造を続けていますから、そう大きな問題が起こるわけでもなく、いつ何時トラブルが起きるか分かりません。ですから、どのような時でも即座に対応してもらえるかどうかが弁護士さんを頼む上でも重要だと考えています。ですが、全く事業の形態が違う会社ならば、弁護士さんを頼む基準も変わってくるのではないのでしょうか。

柴田 なるほど。結局、ほかの仕事と同じく、企業の事業やニーズに合った弁護士に依頼できているかどうか、弁護士側も企業のニーズに応えつつ自らの力量を発揮できるかどうか、まさにマッチングが重要なのでしょうか。

本日はお時間をいただきありがとうございました。

(対談日 2023/6/16)



兵庫県弁護士会イメージキャラクター ヒマリオン Since2001

編集後記

兵庫県弁護士会 会長 柴田 眞里

今回、大ファンのひっぱりだこ飯を製造する淡路屋さんにお邪魔してお話を伺い、新型コロナウイルス感染症の影響からの復活劇など興味深い話を伺うことができました。個人的には、商品開発などを手がける柳本副社長ともお会いでき、ひっぱりだこ飯の蓋のツマミが2種類ある(我が家にも2種類ある)ことについて、初代バージョンのツマミが小さくて持ちにくかったので改良版の2代目ができたというお話が聴けたことも大満足でした。

暮らしの法律相談

入社前に妊娠、内定を取り消された ー労働契約成立の有無が重要ー

Q 入社前に妊娠し、通常スケジュールでの入社・研修ができなくなってしまったのですが、それを理由に会社から内定を取り消すという連絡が来ました。妊娠を理由に内定取り消しを行うことはできるのでしょうか。

A 採用内定の段階で労働契約が成立しているといえるか否かが重要なポイントです。労働契約が成立していれば内定の取り消しは「解雇」となり、解雇規制(労働契約法16条「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を乱用したもとして、無効とする」)に服することとなります。

新規学卒者の場合、一般社団法人日本経済団体連合会が定める「採用選考に関する指針」で「正式な内定日は、卒業・修了学年の10月1日以降とする」とされており、10月1日以降の内定式の開催および入社承諾書等の取り交わしをもって「採用内定」と取り扱うケースも多いです。こうした社会実態から、例えば10月1日以降に内定式を開催し入社承諾書を取り交わしているような場合は、この時点で労働契約が成立したと判断されることが多いと思われます。

中途採用の場合には、採用・交渉過程の個性が強く、新規学卒者と違って内定式等も行われないため、どの時点で労働契約の成立が認められるかが、より問題となります。

契約成立を判断する上で、給与額の合意の有無は特に重要視されます。新規学卒者の場合は通常、賃金規定等で一律に定められていますが、中途採用者の場合は、能力・経験等に応じて個別的な交渉が行われるため、労働契約の成立要素である給与額が定まらなければ、雇用契約が成立したものとみることができないのです。このほか、勤務開始日や業務内容、福利厚生等の合意事項を考慮し、判断されることになります。

また雇用契約成立後、「妊娠」を理由として内定を取り消す場合、解雇権乱用と判断される可能性は高いと思いますが、内定通知前の会社の説明内容や、妊娠発覚時期等の諸般の事情も含めた総合的な判断は必要です。労働契約の成立の有無、解雇権乱用の判断には、詳細な事実確認と、難しい法的評価を伴いますから、早めに弁護士等に相談されることをお勧めします。

神戸新聞 2021年1月6日掲載 執筆：上月 祐弁護士



Topics ジャニーズ問題、後出しじゃんけん?しないよりマシ?

ジャニーズ事務所の性加害問題が明るみに出たため、大手企業が自社の広告にジャニーズのタレントを使うことを止める動きが広がっています。本件は、ジャニーズ事務所の元社長が長年に渡って未成年者に性加害を加えてきたのみならず、ジャニーズ事務所という法人がこれを組織的に隠蔽してきたというものです。

昨今の企業間取引においては、たとえば原料の調達先が児童労働などの違法行為を行っていないことを表明させられることがあります。サプライチェーンを含めて違法行為を行っている企業とは付き合わないというのが、企業活動の大きな流れです。ましてや、未成年者への性加害を組織的に隠蔽していた企業と取引を停止するというのも首肯できることです。

また、こういった企業と取引を続けていると、株主総会で株主から追及されるおそれもあります。株主に視線を向けると、こうした取引を避けるのも適正な判断といえます。性加害問題が明るみに出る前から疑念があったのに取引を継続しながら、今更取引を停止するのは後出しじゃんけんではないかとの批判もあり得ます。しかし、「遅くとも、しないよりまし」という諺があります。いまこの瞬間に考え得るベストの選択肢を採り続ける、それがあべき企業活動であると考えます。



YouTube 兵庫県弁護士会公式チャンネル 動画アーカイブ

	プチ法律解説シリーズ① こんなお店は行政罰!? 禁煙飲食店の見分け方			プチ法律解説シリーズ⑥ 自然災害にあったとき! 役立つ3つの制度と3つのアドバイス	
	プチ法律解説シリーズ② 親の財産は子どもの財産とは違う! 親の財産管理			プチ法律解説シリーズ⑦ 実家を空き家にしないために! 相続登記の義務化等の新制度	
	プチ法律解説シリーズ③ 離婚に際して 別居前の財産把握が重要! 離婚に際して決めておきたいこと			プチ法律解説シリーズ⑧ 被害に遭ったらどうする? セクハラ・パワハラを受けたとき	
	プチ法律解説シリーズ④ トラブルになる前に! 不動産に関するお話			プチ法律解説シリーズ⑨ もしも家族が逮捕されたら できるだけ早く弁護士に相談	
	プチ法律解説シリーズ⑤ まずは落ち着きましょう! 交通事故			プチ法律解説シリーズ⑩ これはダメ! 弁護士選びの6つのポイント 弁護士選びで避けたいケース	